

# 小山町ブロック塀等耐震改修事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小山町ブロック塀等耐震改修事業費補助金交付要綱（平成11年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(採択の条件)

第3条 次に掲げる事項は、補助金の交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 災害復旧事業でないこと。
- (2) 事業は、補助金の交付の申請をした年度内に完了すること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の道路内には、ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）を築造しないこと。
- (4) 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業（以下「緊急改善事業」という。）によりブロック塀等を築造する場合は、「新しいブロック塀の造り方（平成8年静岡県作成資料）」によること。
- (5) 緊急改善事業により他の塀に転換する場合は、金属性フェンス等安全な塀にすること。

(事前協議)

第4条 要綱第4条の規定により補助金の交付の申請を行う者は、申請前に事前協議書（様式第1号）を町長に1部提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図（現況のブロック塀等の設置場所、長さ、高さ及び厚さを明示すること。）
- (3) 計画図（ブロック塀等撤去事業の場合にあっては不要）
  - ア 配置図（面する道路又は避難地の名称を記入すること。）
  - イ 平面図

ウ 立面図

エ 断面図

(4) 現場写真（補助事業の予定箇所全景及び工事予定箇所が確認できるもの）

3 第1項の事前協議書の提出を受けたときは、速やかに現地調査を行い、その調査結果を事前検査調書（様式第2号）に記入するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により提出された事前協議書及び添付書類並びに前項の規定により作成された事前検査調書の内容その他を審査し、その結果について事前協議書を提出した者に通知するものとする。

5 前項の規定により補助金の申請要件を満たす旨の通知を受けた者に対して、次の事項を指示するものとする。

(1) 補助金の交付を申請するときは、ブロック塀等撤去事業と緊急改善事業に要する費用は、それぞれ別に計上すること。

(2) 補助金の交付の決定を受けた場合において、緊急改善事業に係る契約書を作成するときは、補助対象経費と補助対象外経費とを区分すること。

（完了検査）

第5条 要綱第9条の規定によりブロック塀等耐震改修事業実績報告書の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査復命書（様式第3号）に記入する。

（補助金の取消し）

第6条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、その他法令又はこの要領に違反したとき。

（補助金の返還）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。